

事業名：国道31号坂電線共同溝PFI事業

令和7年6月25日に公表した実施方針等に関する
質問・意見に対する回答

令和7年7月17日

国土交通省 中国地方整備局

国道31号坂電線共同溝PFI事業 実施方針に関する質問に対する回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	実施方針	2	第1	1	(5)	特定事業の概要	特定事業の業務内容 ア 調査・設計業務 b 詳細設計業務 には、電線共同溝詳細設計の他に、道路詳細設計も当初工程に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細設計業務には、(道路詳細設計を含まず、)歩道詳細設計を含みます。詳細は入札公告時に示します。
2	実施方針	3	第1	1	(5)	特定事業の対象範囲	本PFI事業区間である坂電線共同溝における整備道路指定の手続き状況についてご教示下さい。また、未指定の場合、整備道路指定がいつ頃になるのかご教示ください。	実施方針第4 1.に記載のとおりです。
3	実施方針	3	第1	1	(6)	事業方式及び権利関係	既存ストックの活用が相当と認められた場合の国と所有者との協議期間及び当該所有権について取得までの期間について、想定されている期間をご教示ください。	現時点では既存ストックの取得範囲、条件等が明確でないため、想定期間は提示できません。詳細は詳細設計業務の中で中国地方整備局と協議の上、決定します。
4	実施方針	10	第2	5	(1)	応募者の構成	⑥「ただし、同一の者又は相互に資本関係若しくは人的関係において関連のあるものが工事監理業務と工事業務(調整マネジメント業務(工事段階)及び本施設の所有権移転業務を除く)を実施することはできない。」とあります。工事監理業務と調整マネジメント業務(工事段階)及び本施設の所有権移転業務を同一の者が実施してよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	実施方針	10	第2	5	(1)	応募者の構成	調査・設計業務の結果、既存ストックを活用することとなった場合、既存ストックに係る業務は既存ストック所有者(またはその関連企業)へ直接委任することができるとの認識でよろしいでしょうか。また上記の場合、第2.5.(1).⑧または⑨に該当する可能性が生じますが、これらは適用されないとの認識でよろしいでしょうか。	調査・設計業務の結果、既存ストックを活用することとなった場合は、中国地方整備局、既存ストック所有者と協議の上、工事業務、維持管理業務を既存ストック所有者またはその関連企業に委託することは可能です。この場合、工事業務は工事企業から、維持管理業務は維持管理企業から、既存ストックを活用するために必要な範囲に限り委託できるものとし、この場合は第2.5.(1).⑧または⑨は適用されないものとします。なお、工事監理業務は、既存ストックを活用する場合でも、既存ストック所有者またはその関連企業に委託することは認めません。
6	実施方針	14	第2	5	(4)	工事企業の参加資格要件	③「以下に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者(以下「配置予定技術者」という。)を配置すること。」と記載されていますが、工事業務を実施する企業が、設計業務の試掘調査を実施する場合は、工事業務外のため資格要件は適用外であるとの理解でよろしいでしょうか。また、要求水準書P10 第2 調査・設計業務 2.調査業務 (1) 調査項目 「調査業務のうち、試掘、埋設物調査については、工事企業による対応も可能とする。」と記載がありますが、代表企業から工事企業に直接発注可能との理解でよろしいでしょうか。	前段、後段ともに、ご理解のとおりです。
7	実施方針	15	第2	5	(4)	工事企業の参加資格要件	③イ「平成22年4月1日以降本件の申請書提出期限日までに元請けとして完成・引渡し完了した、以下の同種工事の経験を有する者であること」記載がありますが、国又は地方公共団体から委託され、受託した同種工事を施工した実績でもよいという解釈で宜しいでしょうか。また、工事期間すべてを通して従事していなくてもよいとの理解でよろしいでしょうか。	前段、後段ともに、ご理解のとおりです。
8	実施方針	15	第2	5	(4)	工事企業の参加資格要件	③イ「当該実績の発注機関がCORINSに登録を義務付けている場合(500万円未満の工事は除く。)は、CORINSに登録されていなければ、実績とし認めない」と記載がありますがCORINSに登録を義務付けていない民間での同種工事は実績として認められるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	実施方針	17	第2	5	(5)	工事監理企業の参加資格要件	②「平成22年4月1日以降本件の公告日までに、以下に示す条件を満足する同種工事の工事監督を支援又は自ら工事監督を行った実績を有すること。」とありますが、「国又は地方公共団体から委託され、受託した工事を工事監督する業務」を「工事監督支援業務」と理解してよろしいでしょうか。また、公益民間企業である電気通信会社からの電線類地中化工事を工事監督する業務も「工事監督支援業務」と理解してよろしいでしょうか。	前段、後段ともに、ご理解のとおりです。
10	実施方針	17	第2	5	(6)	維持管理企業の参加資格要件	②「平成22年4月1日以降本件の申請書提出期限日までに完了した、国及び地方公共団体発注による道路構造物保守点検業務の実績を有すること。」とありますが、道路舗装の路面性状調査も本実績と見なされると理解してよろしいでしょうか。なお、上記業務についてテクリス登録の業務分野は「道路」、業務段階は「道路」「維持管理」「変状調査」です。	ご理解のとおりです。

国道31号坂電線共同溝PFI事業 実施方針に関する質問に対する回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
11	実施方針	32	別紙5		番号3	リスク分担表	事業者の国への支払いの遅延について、事業者が国に支払う費用項目をご教示願います。	詳細は入札公告時に示します。
12	実施方針	32	別紙5		番号9	リスク分担表	「消費税又は地方消費税以外で、すべての者に影響する税制の変更または新設による増加費用」の負担者が事業者となっていますが、税制の変更による負担が事業者のみというのは、どのような税制の変更を想定されているのでしょうか。	「サービス対価」の外税とした消費税率の変更による増加費用は中国地方整備局が負担しますが、法人税率の変更等、選定事業者の利益に課される税制度の変更による増加費用は、選定事業者の負担とします。
13	実施方針	33	別紙5		番号16	リスク分担表	「事業費の減額を目的とした」との記載がありますが、長期のPFI事業であるため、実施済みの部分まで影響が及ぶことはない(遡及されない)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	実施方針	33	別紙5		番号20	リスク分担表	「国の提示条件に対する地域住民等の要望活動または訴訟等に起因して増加費用が生じる場合は、当該増加費用を合理的な範囲内において国が負担、その他については事業者が負担する」とありますが、事業者が負担するケースはどのような場合と理解すればよろしいでしょうか。	事業者が負担する部分は、本事業の実施において事業者が実施する業務が該当します。なお、調整マネジメント業務における各種調整においては、地域住民及び地権者等からの同意取得の努力義務の範囲内を想定しています。
15	実施方針	33	別紙5		番号26	リスク分担表	「設計変更に関するリスク」について、入札段階で示される数量と詳細設計完了段階の数量の差分について、合理的と認められたものは、事業者の帰責とならないため設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
16	実施方針	33	別紙5		番号32	リスク分担表	「環境対策リスク」について、国の帰責事由以外(事業者以外の第三者の帰責事由)により発生した費用の負担は、国と事業者の協議対象との理解でよろしいでしょうか。	リスク分担表に記載のとおり、国の帰責事由以外の事由により生じた近隣住民等の要望活動・訴訟に起因する増加費用はすべて事業者の負担となります(事業者以外の第三者の帰責事由に起因する場合に限定されるものではありません。)
17	実施方針	34	別紙5		番号33	リスク分担表	地下埋設物の管理者の移設作業の遅延による引渡し遅延は、事業者の帰責とならないため、間接工事費の増額は設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。	当該移設作業の遅延が不可抗力によるものである場合については、中国地方整備局との協議の対象とします。
18	実施方針	34	別紙5		番号33 34 35	リスク分担表	施設管理者が行う移設作業の遅延等による引き渡し遅延は協議の対象との理解でよろしいでしょうか。	実施方針に対する質問回答No.17を参照ください。
19	実施方針	34	別紙5		番号34	リスク分担表	「与条件として明示していない地中障害物の処理によるもの」の負担者は国と記載がありますが、処理期間が長期間となる場合において、不測に発生する間接工事費等の増加についてはどのようにお考えでしょうか。例えば、遺跡等の埋蔵文化財が出土し、当該地域の教育委員会による埋蔵文化財調査が必要となった場合、工事一時中止により増加する間接工事費等を想定しております。	与条件として明示していない地中障害物の処理に起因する当該障害物の処理期間の長期化や工事の一時中止による工事費等の増加は、中国地方整備局と協議の上、設計変更の対象とします。
20	実施方針	34	別紙5		番号36 37	リスク分担表	国及び事業者以外の事由により工事の全部または一部の一時中止による増加費用は協議の対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	実施方針	34	別紙5		番号41	リスク分担表	整備・引渡しの「第三者への損害リスク」について、国の帰責事由以外(事業者以外の第三者の帰責事由)により発生した費用の負担は、国と事業者の協議対象との理解でよろしいでしょうか。	リスク分担表に記載のとおりとします。 ただし、当該事案において合理的な理由がある場合は、協議の対象とします。
22	実施方針	35	別紙5		番号55	リスク分担表	物価上昇リスクにおいて事業者負担に「△」が記載されておりますが、物価上昇は事業者ではコントロールできないと考えます。一定の条件を満たす場合については、維持管理費を改定すると記載されています。一定の条件についてご教示願います。	詳細は入札公告時に示します。

国道31号坂電線共同溝PFI事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	要求水準書(案)	2	第1	6		事業の概要	○:特定事業が対象とする項目 「なお、電線共同溝(管路部)の国道用地内の連系管路及び引込管を含み、連系設備、引込設備、並びに電線の入線工事や既存電柱・電線の撤去は含まない。」とありますが、引込管・連系管の設計・施工は、電線管理者との協定のもと中国地方整備局から電線管理者に委託されて実施しているとの認識です。したがって連系管・引込管については、PFI事業者から電線管理者への委託を想定しているとの理解でよろしいでしょうか。	事業者による設計・施工(下請けを含む)、または事業者から占用業者等への委託を想定しています。
2	要求水準書(案)	2	第1	6		事業の概要	道路照明が整備対象となっていますが、照明を途切れさせないようにするため、旧照明柱の撤去時期は新照明柱に入線後(維持管理期間)になると思われます。その場合の撤去費用については、維持管理業務内での設計変更対応との理解でよろしいでしょうか。	本事業で撤去する照明柱は、本事業の完成・引渡までに撤去を完了することとします。 なお、本業務で新設する照明柱については、電柱を抜柱するまでの間は架空線を通じて受電することとし、入線作業に合わせ地中線を通じた受電に切り替わることとします。
3	要求水準書(案)	2	第1	7	(2)	工事業務	本事業にて照明を解体撤去・復旧する場合、道路照明に係る電気需給契約申込み手続きについては実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	要求水準書(案)	2	第1	7	(2)	工事業務	県警設備である信号、感知器、管路の移設が発生した場合も本事業に含むとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)第3.2.に記載のとおり、信号等の移設は施設管理者による対応を想定していますが、施設管理者との協議により本事業の対象とする場合は、設計変更の対象とします。
5	要求水準書(案)	3	第1	7	(5)	事業期間	調査・設計業務について路線起点側半分の設計業務を先に完了させ、その区間の工事業務を行いつつ、路線終点側の設計業務を引き続き実施するなど部分的な設計完成で施工実施することは、可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	要求水準書(案)	8	第2	1	(9)	設計図書等の提出	業務履行中、中国地方整備局より中間成果を求められた場合は、速やかに提出することとありますが、業務履行中であり成果を提出するには一定程度期間が必要かと思われますが、速やかにはどの程度の期間を想定されているのかご教示ください。	提出までの期間は個別の事由により異なるため、現時点での想定はありません。個別事由毎に中国地方整備局と協議の上、期間を決定します。
7	要求水準書(案)	10	第2	2	(1)	調査項目	試掘調査及び非破壊の埋設物探査について、予定箇所の詳細を明示していただけるという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)第2.2(1)に記載のとおり、特殊部、分岐樹等の23箇所を想定していますが、詳細は中国地方整備局と協議の上、決定することとします。
8	要求水準書(案)	10	第2	2	(1)	調査項目	今回の試掘調査は「設計業務」で実施しますが、車道部における試掘が必要となった場合、復旧は仮復旧、本復旧のいずれをお考えでしょうか。	電線共同溝工事の影響範囲は仮復旧、電線共同溝の工事影響範囲外の箇所は本復旧を基本とします。
9	要求水準書(案)	10	第2	2	(1)	調査項目	試掘調査が「調査業務」に含まれております。「調査業務のうち、試掘、埋設物調査については、工事企業による対応も可能とする。」とありますが、試掘に関する計画・管理を「設計企業」が担い、試掘および交通誘導警備員の配置は「工事企業」が担うことは可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	要求水準書(案)	10	第2	2	(1)	調査項目	情報ボックスの近接工事となりますので、情報ボックスの詳細(管理台帳図面及び收容ケーブルなど)、占有業者等を公表していただくよう願います。	情報ボックスに関する詳細資料は、選定事業者に対し、必要に応じて貸与します。
11	要求水準書(案)	14	第2	4	(2)	業務内容 5)家屋調査	工事完成後の家屋調査等は、引渡し日までに実施するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

国道31号坂電線共同溝PFI事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
12	要求水準書(案)	14	第2	4	(2)	業務内容7) 占用業者等との連系・引込部の調整	連系管路及び引込管の設計を調整し、調整結果を踏まえて電線共同溝詳細設計に反映するとともに、電線共同溝と連系設備、引込設備の同時施工について調整を行うこととあります。同時施工とは連続工事ではなく工事業務期間内に完了するとの認識でよろしいでしょうか。	同時施工とは電線共同溝と連系設備、引込設備の連続工事とし、事業者は各段階の調整マネジメント業務により、上記が実現できるよう、占用業者等と協議・調整してください。調整の結果、事業者の責によらず同時施工が困難となった場合は、中国地方整備局と協議の上、連続施工以外の方法も認めますが、工事業務期間内に、連系設備、引込設備の工事を完了させてください。
13	要求水準書(案)	16	第3	1	(2)	業務の条件	「10)既存ストックを活用する工事を行うこととなった場合は」とありますが、その場合は新設に比べ減額になる可能性があります、変更の考え方についてご教示ください。	詳細は入札公告時に示します。
14	要求水準書(案)	16	第3	1	(2)	業務の条件	既存ストックを活用しない場合においても、既存ストックの近接施工となる場合には、既存ストック所有者(またはその関連企業)へ施工を委任する必要性が生じる可能性があります。この場合の具体的対応内容についてご教示ください。	実施方針に対する質問回答No.5と同様の対応とします。
15	要求水準書(案)	19	第3	2		既設支障移設の移設・解体復旧・復旧業務 2)	「＊設計は、事業者が行い、移設は、施設管理者が行うことを予定している。なお、施設管理者との協議により本事業の対象とする場合は、設計変更の対象とする。」とあるが事業者が設計する範囲をご教示願います。	詳細設計業務において、既存支障施設の移設結果を反映することを想定しています。なお、要求水準書(案)第2 3. (1)に記載のとおり、照明(信号含む)は既に設計済みです。
16	要求水準書(案)	37	第3	3	(24)	BIM/CIM適用工事について	BIM/CIMを実施するためには、現況測量を地上レーザ測量・点群測量で実施する必要があると思われます。地上レーザ測量・点群測量のデータの貸与していただけることでよろしかったでしょうか。また、測量が未実施である場合は、本事業の中で設計変更にて対応の理解でよろしかったでしょうか。	測量が未実施であるため、中国地方整備局と協議の上、設計変更の対象とします。
17	要求水準書(案)	47	第5	1	(2)	業務計画	業務計画に、各業務の責任者の経歴、資格等の記載がありますが、必要な資格についてご教示お願い致します。	本事業への参加資格として求めるものはありませんが、第5 1. (1)の業務を実施するにあたり必要な資格等があれば記載ください。
18	要求水準書(案)	48	第5	1	(3)	提出書類 2)業務報告書	「事務手続き記録」の「電線共同溝の入構記録」には、鍵の貸出しは含まれていない理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	要求水準書(案)	50	第5	2	(3)	特記事項 1)点検 3)応急措置	「中国地方整備局が行う道路巡回時に異常を発見した場合は、中国地方整備局より事業者へ報告した後、事業者は早急に状況を確認し、中国地方整備局と協議の上、補修を行うこと。」及び「点検の結果、維持管理対象施設を継続使用することにより著しい損傷等が発生することが想定される場合は、応急措置を講じること。」とありますが、補修費については、協議となっています。個別清算と言う理解でよろしかったでしょうか。	中国地方整備局と協議の上、決定することとします。
20	要求水準書(案)	52	第4	4	(3)	要求水準、4) 抜柱完了時期	抜柱は、本施設の完成(引渡)検査の日から2年以内に占用業者に完了させることとあります。事業区間内の電柱は歩道内に設置されているものがありますが歩道内の舗装本復旧時期についてはどのようにお考えでしょうか。	歩道も含め、舗装全体の本復旧は工事期間内での実施が必要ですが、抜柱箇所への舗装復旧は、占用業者の負担で行うこととします。
21	要求水準書(案)	52	第5	4	(3)	抜柱完了時期	抜柱は完成(引渡)検査の日から2年以内に占用業者に完了させることとなっていますが、従来の電線共同溝工事で完成している箇所でも抜柱が完了していない箇所もある中で、2年以内の完了が困難な場合の中国地方整備局と協議して対応する具体的な対応内容についてご教示ください。	事業者には、完成(引渡)検査の日から2年以内に占用業者に抜柱を完了させるよう、各段階の調整マネジメント業務で調整を行うことを求めます。ただし、事業者の責によらず期間内の抜柱が困難となる場合には、個別事由に基づき中国地方整備局と協議の上、対応を決定します。なお、対応は個別事由により異なることから、現時点での想定はありません。

国道31号坂電線共同溝PFI事業 実施方針に関する意見に対する回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	実施方針	4	第1	1	(9)	民間事業者への支払い	①整備業務に係る対価について、「国への所有権移転後、令和15年度から令和26年度までの間、事業契約書に定める額を割賦方式により支払う。」とありますが、本事業のように事業期間が長期に亘るPFI事業では、金利変動リスクが非常に高くなります。また、発注者も割賦払い期間が長期にわたることで割賦手数料総額が増加することから、割賦払い期間は施設整備期間と同期間(7年)を要望します。7年とする理由は、PFI事業の目的の一つである「行政予算の平準化」は施設整備期間内での平準化でも果たせるためです。	ご意見として承りますが、本事業の条件については実施方針に記載のとおりとします。
2	実施方針	4	第1	1	(9)	民間事業者への支払い	①整備業務に係る対価について、「なお、本施設の完成・引渡しが上記スケジュールより早まった場合であっても、本対価の割賦方式による支払い始期は前倒しすることなく令和15年度からとし、当該支払期間は令和15年度から令和26年度までとする。また、本事業の完了日となる令和27年3月31日の変更も行わない。」とありますが、設計業務、工事業務の工期短縮が図られ、国への所有権移転を前倒しした場合は、事業期間を前倒しするようご検討をお願い致します。 ② 維持管理業務に係る対価についても同様にご検討をお願い致します。	ご意見として承りますが、前段、後段ともに、本事業の条件については実施方針に記載のとおりとします。
3	実施方針	22	第6	2	(1)	事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合	中国地方整備局が賠償請求される(2)②の方には、「なお、請求する損害賠償の内容及び金額については、中国地方整備局と事業者が協議して定めるものとする」とありますが、(1)③では「中国地方整備局は事業者に対して損害賠償の請求等を行うことができる」とあります。中国地方整備局が賠償請求する(1)③にも、「協議して定めるものとする」と記載するよう検討をお願い致します。	双方の帰責事由による損害の負担に関する詳細は入札公告時に示します。
4	実施方針	32	別紙5		番号9	リスク分担表	税制変更リスクは事業者側ではコントロールしえない事象ですので、発注者にてご負担いただきますようお願いします。	リスク分担表に記載のとおりとします。
5	実施方針	32	別紙5		番号12	リスク分担表	「上記以外の法令変更又は新設による増加費用」と記載がありますが、事業者側で法令変更をコントロールすることはできないため、不可抗力の位置づけになると考えます。増加費用については、設計変更協議の対象としていただきますようお願い致します。	当該事案がリスク分担表のNo.11又はNo.12のいずれかに該当する場合は、個々に判断する予定です。
6	実施方針	32	別紙5		番号13,14	リスク分担表	不可抗力リスクは事業者側ではコントロールしえない事象ですので、発注者にてご負担いただきますようお願いします。	リスク分担表に記載のとおりとします。
7	実施方針	32	別紙5		番号20	リスク分担表	・住民運動に関するリスクについて、無電柱化事業そのものに対する住民反対運動等は事業者側ではコントロールしえない事象ですので、発注者にてご負担いただきますようお願いします。	リスク分担表に記載のとおりとします。
8	実施方針	33	別紙5		番号21	リスク分担表	「施工及び管理に関する住民の反対運動への対応及びそれ起因する事業期間の変更、契約解除等に伴う追加費用」については事業者にのみ「○」が記載されておりますが、仕様通りに施工した場合にも不可抗力的な住民反対運動が起こる可能性があるため、国側にも「○」を記載し、協議の対象とするようお願い致します。	リスク分担表に記載のとおりとします。 ただし、当該事案において合理的な理由がある場合は、協議の対象とします。
9	実施方針	33	別紙5		番号29	リスク分担表	本事業の設計業務の成果の瑕疵による増加費用又は損害は、事業者負担にのみ「○」となっていますが、発生事象によっては国側と協議できるといった内容に変更をお願いいたします。	リスク分担表に記載のとおりとします。 ただし、当該事案において合理的な理由がある場合及び設計済みである照明設計に瑕疵があった場合は、協議の対象とします。
10	実施方針	34	別紙5		番号48	リスク分担表	維持管理の「第三者への損害リスク」について、国の帰責事由以外(事業者以外の第三者の帰責事由)により発生した費用の負担は、国と事業者の協議対象としていただくようお願いします。	リスク分担表に記載のとおりとします。 ただし、当該事案において合理的な理由がある場合は、協議の対象とします。

国道31号坂電線共同溝PFI事業 要求水準書(案)に関する意見に対する回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	要求水準書(案)	10	第2	2	(1)	調査項目	試掘調査が「調査業務」に含まれておりますが、調査業務で工事企業が試掘を実施する場合の費用について、試掘を実施する際においても交通管理・安全施設等費用が別途必要となるため、工事業務の費用とは別で調査業務で計上するようお願いします。	費用計上内容の詳細は入札公告時に示します。
2	-	-	-	-	-	-	競争意思参加通知確認書で有と通知された者に対して、通知される局特別調査単価について、特殊部、管路材などの材料単価も提示をお願いします。	局特別調査(臨時調査)の結果については、競争参加資格確認結果の通知と合わせて通知予定であるため、通知内容をご確認ください。